



横福指第 177号
平成27年（2015年）11月18日

社会福祉法人 恵徳会
理事長 中野 登喜夫 様

横須賀市長 吉 田 雄 人



介護保険法第23条の規定に基づく実地指導の結果について（通知）

平成27年9月16日に実施した実地指導の結果は下記のとおりです。

なお、実地指導の講評時に指導監査課職員が申し上げた事項のうち、口頭指導又は助言とするものについては、「口頭指導に関する事項」及び「助言に関する事項」を添付したので、内容を確認のうえ、必要な改善を行い、又は改善に向けて検討するようお願いいたします。

今後とも引き続き、適正な事業運営を行うようお願いいたします。

記

○ 概ね良好な運営と認めたサービス

事業所名
・特別養護老人ホーム 恵徳苑

サービスの種類
指定介護老人福祉施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護

事務担当 福祉部 指導監査課 指導監査第1係 担当 諸我
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話046-822-4000（内線2118） FAX046-827-0566

口頭指導に関する事項

事業所名	特別養護老人ホーム 恵徳苑
対象事業	介護老人福祉施設

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	<p>【運営基準】</p> <p>○ 施設サービス計画について 入所者が入所してから約1ヶ月半後に初回の施設サービス計画を作成している事例がありました。 また、施設サービス計画について入所者又はその家族から同意を得られていない事例が見受けられました。</p> <p>指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき行われるものですので、入所後速やかに施設サービス計画を作成し、その内容を入所者またはその家族に説明し、文書により同意を得てください。</p>	<p>○ 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例第15条第1項及び第2項、第16条第7項</p>
2	<p>【報酬】</p> <p>○ 栄養マネジメント加算</p> <p>【栄養ケア計画におけるモニタリングの実施方法について】 食事の摂取量など、数字として記録することが可能なものについては、モニタリングがされていましたが、その他の実施内容についての評価が十分になされていないようでした。</p> <p>精度の高いモニタリングを行うにあたっては、以下の点に留意することが必要です。</p> <p>①栄養ケアとして実施する内容ごとに、実施状況（実施したのかしなかったのか）を含めた評価を可能な限り行い、記録をすることが必要です。</p> <p>②栄養ケア計画の変更が必要ないと判断する場合であっても、計画変更の必要がないと判断した理由がモニタリングの記録から読み取れるように記録をしてください。</p>	<p>○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の掲示について（老老発0907002（平成17年9月））1（2）キ②</p>
3	<p>○ 経口移行加算</p> <p>【経口移行加算の算定が180日を超える場合の医師の指示について】 医師からの指示は、2週間毎に受けなければなりません が1月ごとになっていました。</p> <p>医師からの指示は、概ね2週間毎に受けてください。</p>	<p>○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚告21号（平成12年2月））別表1へ注2</p>

助言に関する事項

事業所名	特別養護老人ホーム 恵徳苑
対象事業	介護老人福祉施設

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	<p>【報酬】</p> <p>○ 栄養マネジメント加算</p> <p>(1) 栄養マネジメントに関する手順の策定について 貴施設の栄養マネジメントの手順は、管理栄養士が扱うパソコンで管理を行っているとのことでした。 栄養ケア・マネジメントに関する手順を明らかにするとともに、各工程（栄養マネジメントの実務）における留意事項等を記載したマニュアル等を作成するよう努めてください。</p> <p>(2) 施設長による栄養マネジメントの品質管理について 施設長は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努めることとされています。 具体的には、以下の点を中心に検討をしてください。 ①栄養ケア計画書に位置付けた栄養ケアの内容が適切であるか、アセスメントやスクリーニングが、計画書を踏まえた内容になっているかについて適宜確認していただき当該加算の品質管理に努めてください。 ②低栄養状態のリスク判断において個々の程度や状態等に依りて高リスクとして判断するものなどについては、想定される内容をあらかじめ検討を行い、リスク判断についてばらつきが生じていないかについて確認を行い、リスク判断について標準化を図るよう努めてください。</p>	<p>○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の掲示について（老老発0907002（平成17年9月））1（1）イ</p> <p>○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の掲示について（老老発0907002（平成17年9月））1（1）ウ</p>